

## 建築士講習のご案内

# 建築士定期講習

改正建築士法により義務化された建築士定期講習は、対象資格の取得、もしくは定期講習を受講した翌年度4月1日から起算して、3年以内に受講する必要があります。

2024年度は2021年度に資格を取得、もしくは定期講習を受講した方が3年の期限を迎えます。

その受講期限は、2024年度末までとなります。年度末は混雑が予想されますので、早めの受講をお願いします。

### 今年度の講習予定

定期講習(一級、二級、木造合同開催)	修了考査は資格種類ごと)
2024年 5月18日(土)	2025年 1月18日(土)
7月 6日(土)	2月15日(土)
10月19日(土)	3月15日(土)
11月 9日(土)	
12月 7日(土)	

# 管理建築士講習

改正建築士法により、建築士事務所に配置される管理建築士は、法定業務に3年以上従事した後、管理建築士講習を受講修了したものでなければならないとされました。

管理建築士講習は、管理建築士になろうとする建築士が受講するもので、定期的に受講する必要はありません。

### 今年度の講習予定

2025年 3月 8日(土)

## NPO法人 埼玉土建建築支援センター

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2-220-3

Tel 048-669-1551

Fax 048-669-1550